

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金申請施設報告書

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金支給申請書に係る要件については次のとおりです。下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 対象施設（店舗）の情報 （□は該当するものにチェックを入れてください。）

店舗名称 (店舗名又は屋号)	フリガナ			
	※店舗名はできるだけ詳しく書いてください。 例：大阪食堂 大手前店			
対象店舗所在地	〒	—		
	大阪府		(店舗の直通電話番号：)	
対象店舗の営業実態	<input type="checkbox"/> 申請日において営業している状態にあり、申請日以後も営業する意思がある。 <input type="checkbox"/> 休業しているが、いつでも営業を再開できる状態にあり、いずれ営業を再開する意思がある。			
	以下の【対象施設(店舗)一覧表】から、該当するものの番号をご記入ください。			
業態	<番号>	「3」・「17」については、具体的な業態をご記入ください。		
飲食店・喫茶店の 営業許可番号(※)		許可日 (免許日)	年	月 日

※酒類を販売する店舗の場合、免許通知書右肩に記載された番号、又は証明書の証明番号を記載してください。

2. 大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入に関する情報

登録ナンバー	対象店舗に掲示しているステッカーのナンバー（6ケタ）をご記入ください。						
--------	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--

【対象施設（店舗）一覧表】

対象施設（店舗）	
1	飲食店（レストラン、居酒屋、料理店等）
2	喫茶店（カラオケ喫茶含む）
3	1～2以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
4	キャバレー
5	ナイトクラブ
6	ダンスホール
7	スナック
8	バー
9	ダーツバー
10	パブ
11	サロン
12	ホストクラブ
13	ディスコ
14	出会い系喫茶
15	カラオケボックス
16	ライブハウス
17	4～16以外のその他遊興施設
18	酒類を販売する施設（店舗）

飲食店、喫茶店
 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店
 ※宅配・テイクアウトサービスは除く
 遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店

酒税法上の販売業免許もしくは製造場において製造免許を受け販売業を行っており、かつ、客の飲用のためのスペースを有しているもの

3. 備品設置した内容・金額 （この様式に収まらない場合は、別様式でも構いません。）

(1) パーテーション

隣席または向かい合う人との飛沫感染防止ができるパーテーションにあたるもの（アクリル板、ポリカーボネート板、発泡パネル等）、数量、及びその金額を記載してください。

領収書に記載の商品名・数量	金額（税抜き）
	円
	円
	円
	円
	円
	円

(2) CO2センサー

・ 個数及び金額

本支援金を受けるCO2センサーの個数及び金額（税抜き） （支援個数の上限は1店舗当たり3個まで）	1 個目	円
	2 個目	円
	3 個目	円

・ CO2センサー 2 個または 3 個分の支援を受ける場合は、申請店舗内における各CO2センサーの設置位置

	申請店舗内における設置位置
1 個目	
2 個目	
3 個目	

(3) 設置等にかかった費用（設置費、送料等）

費用の項目	金額（税抜き）
	円
	円
	円

(4) 本支援金を受ける金額の合計

本支援金を受けるパーテーション、CO2センサーの 購入及び設置にかかった費用の合計金額（税抜き）	【合計】 円
---	--------